

③ 通行本元典章には漢楷を模楷と書いてあるが、今は元史卷二百二、八思巴傳に見える此の詔を参照して改ためる。

④ 彭大雅の黑韃事略に、「其言語有音而無字。多從假借而聲稱一本作。譯而通之。謂之通事」と見えるのは、これに對應する記事と考へられる。これに據ると今の漢字で音譯した元朝祕史の如き體裁のものは、早くから多少蒙古で行はれて居つたものと認めなければならぬ。なほ元史卷百二、刑法志一、職制篇に「諸内外百司五品以上。進上表章。並以蒙古字書。母敢不敬。仍以漢字書其副。」と見ゆ。

⑤ 此の如くこの時から鋪馬劄子には蒙古字を用ゐることに定めたのであるが、經世大典站赤の條永樂大典所に「至元八年正月二十五日中書省議。鋪馬劄子初用蒙古字。其各處站赤未能盡知。仰繪畫馬匹。鑄造小印。於劄子年月日之後。墨印馬匹數目。復以省印覆之。庶無疑惑。云々」と見え、元史卷百一兵志站赤の條にも、此の文を抄出してある。箭内博士は滿鮮地理歴史研究報告第九所載の元朝牌符考に於て、元典章に見ゆる所とは關係なしにこの經世大典の記事を引用し、之を解釋して、「こゝに所謂蒙古字は國字（八思巴字）にあらずして畏兀兒字の謂なり。畏兀兒字を以てすべての鋪馬劄子を書くは、中統三年三月以來のことにて、それ以前は漢字の劄子も行はれしなり」と述べた第二九頁。成程畏兀字は經世大典にも見えるやうに中統三年以來鋪馬劄子に用ゐられることに定められて居るのだから、こゝに「鋪馬劄子初用蒙古字」とあるのがそのことを指したのであると見るのは一理あることと思はれるが、本文に引いた元典章に見ゆる詔と合せて考へて見ると、そこに尙ほ思議すべき餘地があるやうに思ふ。元典章所載の詔も、經世大典及び大典から引いたに相違ない元史站赤の條のこの記事も、ともに至元八年正月の日附けであることは、此等の記事が同一事項に關したものであると見て誤らないと信ずる。

而して元典章のこの詔にいふ蒙古字なるものは、前後の事情關係から考へて、無論八思巴の制定した國字を指したのに外ならぬ以上、大典にいふ蒙古字を畏兀字と見るならば、大典の記事を解釋するについて、少しく意を加ふべき必要があると思ふ。即ち大典の記事は、「鋪馬劄子には初め（中統三年以來）蒙古字（畏兀字）を用ゐて居つたのだが、「今これを改めて國字を用ゐることになつた」、しかし各處の站赤はこの文字を能く識らないのだから云々」と見るべきで、「」の中の言葉を補つて見るべきではなからうか。至元八年正月二十五日に中書省が鋪馬劄子について議したのは、典章に見えるやうに、